

船舶事故等調査報告書

平成25年6月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第23号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年12月19日 07時20分ごろ
発生場所	石川県七尾市七尾港 七尾港府中防波堤東灯台から真方位341°2,300m付近 (概位 北緯37°04.1′ 東経136°57.8′)
事故等調査の経過	平成25年2月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第五十八 ^{すみわか} 住若丸、414トン 135977、株式会社住若 B バージ ^{とうかく} 東鶴、3,168トン なし、株式会社住若
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A プロペラ翼に欠損 B 船底部に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aほか5人が乗り組み、石灰石約5,500tを満載し、船首約5.4m、船尾約5.6mの喫水となった無人のB船を押し、七尾港を指定岸壁に向けて航行中、船長Aが目測のみで船位の確認を行っていたところ、平成24年12月19日07時20分ごろ同港大杉埼北東方沖の浅所に乗り揚げた。 A船押船列は、作業船による積荷の瀬取り後、離礁して自力航行した。
気象・海象	気象：天気 雪、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期
その他の事項	A船の喫水は、船首約5.4m、船尾約5.6mであった。 船長Aは、本事故発生場所付近を航行するのが3回目であり、浅所があることを知っていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船押船列は、七尾港を指定岸壁に向けて航行中、船長Aが目測のみで船位を確認していたことから、同港大杉埼北東方沖の浅所に乗り

	揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船押船列が、七尾港を指定岸壁に向けて航行中、船長Aが目測のみで船位を確認していたため、同港大杉埼北東方沖の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・目測のみに頼らず、レーダー等を活用して船位の確認を行うこと。